

「地区街づくりプラン(案)」が皆様の合意を得ました！

合意投票にご協力ありがとうございました。

「つくし野三丁目自治会街づくりを考える会」(以下、「考える会」と言います。)が「町田市住みよい街づくり条例」(以下、「条例」と言います。)に基づいて実施した「つくし野三丁目地区街づくりプラン(案)」についての「合意投票」【註 1】の結果がまとまりました。

【註 1】一般的な《選挙の投票》とは異なり、住民の皆様へ「地区街づくりプラン(案)」の説明をいたうえで、この(案)を町田市に提案する事についてのコンセンサス(意見の一致)を確認する手続きとしての投票です。

投票する権利のある人(地区住民等)は、つくし野三丁目に ①住んでいる者(賃貸を含む) ②業を営む者 ③土地所有権、または土地賃借権を登記している者 ④地上権、または建物所有権を登記している者 です。(重複する場合は原則として1戸につき1人です。)

投票は昨年11月から12月にかけて実施しました。地区街づくりプラン(案)とその解説書、投票用紙を配布しその後回収する方法です。

投票権利者のうち三丁目居住の大部分の方には自治会の協力のもとで行いましたが、自治会の班で投票率にバラつきがありました。この投票は出来るだけ多くの方に参加して頂きたいことから、投票率が低い班の中でまだ投票されていない方等に投票をお願いしました。

また投票用紙の注意書きに、記名欄には上記 ① ② ③ ④ の方本人の氏名を記入して頂くよう記載しなかったため、本人に代わって同じ世帯の方が記名した投票もあり、これ



については記名の訂正をお願いしました。

それらを昨年末から今年にかけて行ったうえで、全ての投票用紙を町田市に預け開票・集計していただきました。

その結果、投票率は次のようになりました。

全ての投票権利者 …………… 74.9 %

(投票権利者数 649、投票数 486)

なお、投票権利者の居住する地区別に見た投票率の内訳(下記)から、関心度の差が分ります。

A地区内の投票権利者【註 2】… 83.6 %

(投票権利者数 544、投票数 455)

上記以外の投票権利者 …………… 29.5 %

(投票権利者数 105、投票数 31)

【註 2】全ての投票権利者から《「地区街づくりプラン(案)」の届出ルールを適用しない B 地区の居住者》《三丁目地区外の居住者》《つくし野霊園所有者》を除いた権利者です。

「条例」によると、投票によって合意が成立する要件は、下記の ㊦ 票ベースと ㊧ 面積ベースの合意率がともに2/3以上になることです。

㊦ 票ベース :

合意した者の票数

「地区住民等」全員の票数

㊧ 面積ベース :

合意した者の(所有する土地面積+借地権面積)

三丁目全体の(面積(除・道路公園等)+借地権面積)

2/3以上の判定は、届け出ルールと自主ルールの各項目それぞれについて行いました。

その結果は、次ページ表のとおり票ベース、面積ベースともに全てのルール項目が2/3(66.7%)以上の要件を満たして合意が成立しました。